



2013年2月4日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

平成 25 年税制改正大綱

相続税・贈与税編

資産課税の見直しも、昨年 6 月の税制抜本改革法附則第 21 条を受けての改正内容となっています。それでは、主な改正項目を概観してみたいと思います。

なお、以下の改正は平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与から適用されます。

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

基礎控除は 4 割圧縮され、定額控除 5,000 万円が 3,000 万円に、法定相続人 1 人当たり 1,000 万円が 600 万円になりました。

また、税率構造は、現行では相続税の課税価額が 3 億円以下 40%、3 億円超 50% ですが、大綱では 2 億円以下 40%、3 億円以下 45%、6 億円以下 50%、そして 6 億円超の金額は 55%となっています。

なお、贈与税についても税率構造が見直されています(税率構造の一部緩和)。

小規模宅地等の特例の拡大

特定居住用宅地等については、現行の適用対象面積を 240 m²から 330 m²に拡大、さらに、特定事業宅地等との完全併用が可能で、適用面積は最大 730 m²となっています。

事業承継税制の見直し

具体的には、雇用確保要件については、現行の「5 年間の間、毎年 8 割以上」から「5 年間平均で 8 割」とする等に緩和され、また、利子税の負担軽減や猶予税額の再計

算の特例の創設等の負担軽減、事前確認制度の廃止、手続の簡素化等の見直しがなされています。

未成年者控除と障害者控除の見直し

未成年者控除(20 歳まで)は年 6 万円から 10 万円、障害者控除(85 歳まで)は年 6 万円(特別障害者 12 万円)から 10 万円(特別障害者 20 万円)に拡充されています。

相続時精算課税の適用要件の見直し

贈与者の年齢を 60 歳(現行 65 歳以上)に引き下げ、受贈者の範囲に 20 歳以上の孫(現行 推定相続人のみ)を追加しています。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設

これは、直系尊属からの教育資金一括贈与(一定の要件を満たすのものに限る)については、子・孫ごとに 1,500 万円まで非課税とするものです。この非課税の措置は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの期間の贈与に限られます。

その他の改正

二世住宅の構造要件の撤廃、老人ホームに入居していても一定の要件を満たす場合には特定居住用宅地等の適用が可能となる改正もなされています。これらは、平成 26 年 1 月 1 日以後の相続から適用されます。



生命保険金の非課税、
今回は見送りだ!